

# 「第3次青森県障害者計画」 の評価について

令和4年10月  
青森県障害福祉課

# 施策の柱ごとの取組状況（その1）

施策の柱	当初の課題	取組状況・情勢の変化
1 障害・障害者への理解促進と共生	2012(平成24)年9月に県が開催した障害当事者等を中心とした懇話会で、県民の障害者への偏見がまだある、障害・障害者への理解が足りない等の課題が提起された。	広報によるヘルプマーク・ヘルプカードや障害者差別解消法に対する県民の理解推進、「心の輪を広げる体験作文」等の募集及び優秀作品の表彰等を実施。
2 生活支援の充実	地域生活を支援するため、ライフサイクルを通じた切れ目のない相談支援、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、障害者の権利擁護の推進等が必要。	各相談・支援体制の充実、虐待防止体制の整備等障害者権利擁護の推進、障害福祉サービスの充実や医療費の助成等を実施。
3 生活環境の充実	障害者が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るために、建築物、公共交通機関、道路等の居住環境や移動手段が、障害者にとって利用しやすい環境となっていることが必要。	福祉のまちづくり、移動交通対策、防災・防犯・交通安全対策を実施してきた。一方で、この10年間で <b>災害事情</b> は変化し、浸水想定区域の見直し等が行われている。
4 保健・医療の充実	障害の状況や程度に応じた適切な医療等を住み慣れた地域で提供できる体制を整えるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実が必要。検診の実施等による障害の早期発見・早期治療体制及び障害の軽減を図るための療育・相談体制の整備が必要。	母子保健対策、周産期医療体制の整備、精神保健福祉対策を実施してきた。一方で、昨今、 <b>医療的ケア児</b> 等障害児や、早期発見が可能となった <b>難聴児に対する早期支援</b> へのニーズが高まっている。また、 <b>自殺者数の増加</b> や <b>ひきこもりの課題</b> も顕在化。さらに、 <b>新型コロナウイルス感染症</b> 等新たな感染症対策においてどのように <b>障害者に配慮していくか</b> が課題となっている。

# 施策の柱ごとの取組状況（その2）

施策の柱	当初の課題	取組状況・情勢の変化
5 教育の充実	障害の重度・重複化、多様化により、障害者に対し個々の障害の状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障害の特性に応じた専門性の高い教育が必要。	特別支援教育の充実、特別支援教育担当教員等の資質向上を推進。
6 雇用・就業の促進	障害者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要	雇用の促進と職場定着、障害者の職業能力開発、一般就労への移行促進を実施。
7 情報バリアフリー化の推進	多様なコミュニケーション手段の確保等を推進することが必要。障害の有無や障害程度にかかわらず、情報が行き届くよう、字幕や手話付テレビ広報番組の制作や、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用などアクセシビリティの拡大に配慮することが必要。	視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援を実施してきた。一方で、 <b>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法</b> が制定され、県では <b>意思疎通手段利用促進条例、手話言語条例</b> を制定した。
8 スポーツ・文化・芸術活動への参加	障害者がスポーツ大会や文化芸術活動等の社会活動に参加するなど、潤いのある生活を送ることのできる社会環境が必要。	障害者スポーツ指導員の養成・活用や、障害者のスポーツ活動、文化・芸術活動への参加機会の拡大を図ってきた。一方で、 <b>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</b> が制定された。

## 「第4次青森県障害者計画」策定に向けて

「障害・障害者への理解促進と共生」をはじめとした8つの施策の柱については、着実に各施策に取り組んできたところです。

これらの施策については、今後も継続性が求められます。

この10年の情勢の変化を踏まえ  
さらに次の対策を行う必要があるのではないのでしょうか？

前頁の赤色で着色した課題  
を踏まえた施策